

事業活動で生じるごみは、産業廃棄物といい、一般廃棄物（家庭から出るごみ）と異なっており、事業者自らの責任で処理しなければなりません。

事業活動で生じたごみのうち、一般家庭と同様に出るカン、びん、ペットボトル、生ごみなどは「事業系一般廃棄物」として取り扱われ、清美苑に直接搬入ができます。

町のごみ焼却施設（清美苑）及び最終処分場では、日常生活において家庭で発生するごみ（一般廃棄物）を処理するための施設として運用しており、産業廃棄物の受入れはしないことになっています。

そのため、産業廃棄物は排出する事業者が専門業者（産業廃棄物収集運搬許可業者及び処分業者）に依頼して適正に処理することになります。全国的にも不法投棄、放置などの事例も見られるところですが、西ノ島の豊かな自然を守るためにも適正な処理にご協力をお願いいたします。

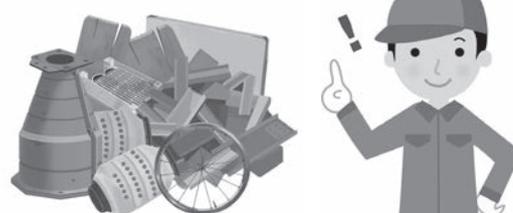
産業廃棄物の処理につきましては、町内に専門事業所がありますので、処理方法や費用等についてお気軽にご相談されますようお願いいたします。

ご不明の点等につきましては、下記の島根県及び西ノ島町までお問合わせください。

事業活動で生じるごみは 適正に処理しましょう

事業活動で生じるゴミとは

産業廃棄物のことです！



（参考）産業廃棄物収集運搬許可業者

事業所名	住所	電話番号	F A X	取扱品目
(有) 近藤鉄工	西ノ島町美田 3523-6	6-1331	6-1332	産業廃棄物全般 ※事業活動で生じる廃棄物（医療系廃棄物は除く）
(株) 道島屋	西ノ島町浦郷 223-4	6-1768	6-0489	
(有) 日本海商事	西ノ島町美田 2117-3	7-8525	7-8526	
(有) 原交通	西ノ島町浦郷 241	6-0056	6-0881	

産業廃棄物に関するお問合わせ先

機 関 名	電話番号	F A X	担 当
島根県隠岐保健所	08512-2-9714	—	環境衛生課
島根県環境生活部廃棄物対策課	0852-22-6790	—	指導グループ
西ノ島町環境整備課	08514-6-1748	6-0186	廃棄物処理係
ごみ焼却施設 清美苑	08514-6-1338	6-1338	//

個人が所有する 業務用冷蔵庫の処分についてお願い



～清美苑へ持ち込みをするにはフロンガスの抜取りを～

個人の方で事業主の方などから譲り受けた業務用冷蔵庫は、冷却装置にフロンガス等が含まれていますので、一般的な冷蔵庫と処分方法が異なります。

事業者から譲り受けた後であれば一般廃棄物（家庭から出るごみ）となります。個人の方が処分する場合は、清美苑に搬入する前に必ず町内のフロンガス回収業者（電気事業者など）でガス回収を依頼し、その後清美苑へ持ち込みすることができます。

ガスの回収が完了した業務用冷蔵庫を清美苑に搬入する際は、フロンガス回収業者が発行する回収を証明する書類（取引証明書）の写しを一緒にお持ちください。

なお、店舗など事業で使用している業務用冷蔵庫については、一般廃棄物と違い清美苑では受入れができないことをご理解いただき、適正な処分をお願いいたします。



11月は、児童虐待防止推進月間

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

子どもや保護者のこんなサインを見落としていませんか？

子どもについて

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 落ち着きがなく乱暴である
- 衣類やからだがいつも汚れている
- 表情が乏しい、活気がない
- 夜遅くまで一人で家の外にいる

保護者について

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家においたまま外出している
- 子育てに関して拒否的・無関心である / 強い不安や悩みを抱えている
- 子どものけがについて不自然な説明をする

いちはやく
189 知らせて守る

こどもの未来



ひとりで悩まず、相談してください。

【相談窓口・連絡先】

189は、児童相談所全国共通3桁ダイヤルです。当町からは中央児童相談所（松江）につながります。

中央児童相談所隠岐相談室 TEL：(08512) 2-9810

西ノ島町役場 健康福祉課 TEL：(08514) 6-0104